

(整理番号 726 )

**大阪地方最低賃金審議会**  
令和7年度第3回大阪府自動車小売業最低賃金専門部会  
議事要旨

1 日 時 令和7年9月8日（月）  
午後4時57分から同7時33分

2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用B会議室

3 出席者

公 益を代表する委員	3 名
労働者を代表する委員	2 名
使用者を代表する委員	3 名

4 議事

大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

5 議事要旨

- (1) 大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について審議が行われ、労使から以下の主張が行われた。
- 労働者を代表する委員からは、自動車産業の永続的発展に相応しい水準となる産業別最低賃金の設定が必要である等の理由から改正決定の必要性有りとする主張があった。
  - 使用者を代表する委員からは、大阪府最低賃金が過去最大の引上げ幅となっており、特定最低賃金を上げる必要性はない等の理由から改正決定の必要性無しとする主張があった。
- (2) 賃金の実態調査及び各種資料等を参考として、労使で十分に審議を尽くしたが、主張に隔たりがあり、全会一致の結論に至らなかったので、「改正の必要性ありとすることはできない」との審議結果を総会に報告することとなった。